

障発0329第13号
平成25年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「サービス管理責任者研修事業の実施について」等の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙1のとおり改正する。
- 2 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙2のとおり改正する。
- 3 「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙3のとおり改正する。
- 4 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」（平成19年7月31日障発第0731001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙4のとおり改正する。
- 5 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サー

ビスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成 22 年 5 月 10 日障発 0510 第 5 号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙 5 のとおり改正する。

6 「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 32 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について

別紙 6 のとおり改正する。

(別紙4)

- 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」(平成19年7月31日障発0731001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">障発第0731001号 平成19年7月31日</p> <p style="text-align: center;"><u>最終改正</u> <u>障発0329第13号</u> <u>平成25年3月29日</u></p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について</p> <p>標記の件について、平成19年度より、社会福祉法人等減免事業が廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、この通知により、平成18年12月5日付障発第1205002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部</p>	<p style="text-align: right;">障発第0731001号 平成19年7月31日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について</p> <p>標記の件について、平成19年度より、社会福祉法人等減免事業が廃止となり、これに伴い、新たに「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、この通知により、平成18年12月5日付障発第1205002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施についての一部</p>

改正について」については平成19年3月31日限り廃止する。

就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として負担能力に応じた利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1～5 (略)

様式1～3 (略)

改正について」については平成19年3月31日限り廃止する。

就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱

就労継続支援A型事業の利用者については、他の障害福祉サービスを利用した場合と同様に、利用料として一割の利用者負担を求めることが原則である。

しかしながら、事業者と障害者の間で雇用関係が結ばれており、事業者から労働の対価として、賃金が支払われる特別な関係にあること、また、障害者福祉制度とは別に、障害者雇用納付金制度において、障害者雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用調整金等が支給されていること等を考慮する必要がある。

このようなことから、事業者の判断により事業者の負担をもって利用料を減免することを可能としたところであるが、この具体的な取扱いは以下によることとする。

1～5 (略)

様式1～3 (略)